



目 次

規 則	ペー
◎高知県森林法施行細則の一部を改正する規則	1
告 示	
○私立小学校の設置の認可 (私学・大学支援課)	1
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示 (3件) (治山林道課)	1
○平成31年度に県が発注する建設工事の特定調達契約に係る一般競争入札の参加者の資格等 (土木政策課)	2
○平成31年度に県が発注する測量、建設コンサルタント等業務の特定調達契約に係る一般競争入札の参加者の資格等 (")	3
公 告	
○平成31年度前期技能検定試験の実施 (雇用労働政策課)	5
○平成31年度随時実施技能検定試験の実施 (")	8
高知県公安委員会規則	
◎高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則	9
落札公告	
○落札者等の公告 (2件) (教育委員会事務局教育政策課)	9

規 則

高知県森林法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成31年3月1日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第8号

高知県森林法施行細則の一部を改正する規則

高知県森林法施行細則（昭和50年高知県規則第20号）の一部を次のように改正する。
第4条第1項及び第2項中「第2条」を「第4条」に改め、同

条第3項中「第2条第1号」を「第4条第1号」に改める。
第5条中「第2条第2号」を「第4条第2号」に改める。
第6条第1項及び第8条第1項中「第2条」を「第4条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第109号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項第3号の規定により、私立小学校の設置を次のとおり認可した。
平成31年3月1日
高知県知事 尾崎 正直

学校名	設置者名	認可年月日
とさ自由学校	学校法人日吉学園	平成31年3月1日

高知県告示第110号

平成30年9月高知県告示第752号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を構原町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。
平成31年3月1日
高知県知事 尾崎 正直

- 所在不明の森林所有者
 - 登記簿記載の住所
高岡郡構原町越知面西分1808番地
イ 氏名
片岡 為
 - 登記簿記載の住所
高岡郡構原町越知面東分2775番地
イ 氏名
川上 寿雄
 - 登記簿記載の住所
高岡郡構原町構原東2857番地
イ 氏名
中越 修
 - 登記簿記載の住所
高岡郡構原町越知面西分1221番地
イ 氏名
中越 禎工
 - 登記簿記載の住所

- 高岡郡構原町永野1789番地
イ 氏名
中越 福德
- (6)ア 登記簿記載の住所
高岡郡構原町越知面西分1072番地
イ 氏名
戸梶 増男
- (7)ア 登記簿記載の住所
高岡郡構原町越知面西分1072番地
イ 氏名
戸梶 良信
- (8)ア 登記簿記載の住所
高岡郡構原町越知面西分1096番地
イ 氏名
中越 八重吉
- 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。
昭和58年2月農林水産省告示第266号（三に限る。）
- (2) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について
- 高知県告示第111号
平成30年9月高知県告示第765号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容をいの町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。
平成31年3月1日
高知県知事 尾崎 正直
- 1 所在不明の森林所有者
- (1)ア 登記簿記載の住所
土佐郡本川村越裏門92番地
イ 氏名
山中 頼秋
- (2)ア 登記簿記載の住所
土佐郡本川村越裏門92番地
イ 氏名
山中 頼秋
- (3)ア 登記簿記載の住所
香美郡土佐山田町入野199番地
イ 氏名

<p>山中 頼次 (4)ア 登記簿記載の住所 香美郡土佐山田町入野199番地 イ 氏名 山中 頼次 (5)ア 登記簿記載の住所 土佐郡本川村越裏門243番地 3 イ 氏名 和田 安幸 (6)ア 登記簿記載の住所 土佐郡本川村越裏門141番地 イ 氏名 岡林 榮徳 (7)ア 登記簿記載の住所 土佐郡本川村越裏門141番地 イ 氏名 岡林 徳太郎 (8)ア 登記簿記載の住所 土佐郡本川村越裏門141番地 イ 氏名 岡林 徳太郎 (9)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町本山794番地 イ 氏名 岩塚 和子</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和56年5月農林水産省告示第772号 (2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第112号 平成30年9月高知県告示第780号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を四万十市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成31年3月1日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不分明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 四万十市具同93番地 イ 氏名</p>	<p>戸田 実 (2)ア 登記簿記載の住所 四万十市小西ノ川167番地 イ 氏名 中川 義範 (3)ア 登記簿記載の住所 四万十市右山元町二丁目5番22号 イ 氏名 矢野川 正和</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和58年2月農林水産省告示第268号（五に限る。） (2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第113号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に県が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の契約で地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に該当するものに係る一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の方法等について次のとおり定める。 平成31年3月1日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (1) 一般競争入札に参加することができる者は、一般競争入札の参加資格に関する審査（建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を含む。以下「資格審査」という。）をし、高知県建設工事一般競争入札参加資格者登録名簿（以下「資格者登録名簿」という。）への登録を決定した者とする。ただし、知事が別に定める様式による建設工事一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を知事に提出する日において、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、一般競争入札に参加する資格を有しない。 なお、資格審査による格付は、行わない。 ア 希望する建設工事について建設業法に基づく建設業の許可を受けていない者 イ 申請書を提出する日の前日までに納期限の到来した国税、都道府県税（県内に従たる営業所を有する者）にあっては、当該従たる営業所を管轄する県税事務所長の課した県</p>	<p>税を含む。）又は市区町村税を滞納している者。ただし、資格審査を申請する日までに完納した場合は、この限りでない。 ウ 手形又は小切手の不渡り事故を引き起こし、銀行当座取引を停止されている者 エ 破産者で復権を得ないもの オ その他経営状態が著しく不健全であると認められる者 カ 次のいずれかに該当するものとして知事が認める者 (ア) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。） (イ) 暴力団員等（高知県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。） (ウ) 役員等（法人にあっては代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者を、法人以外の団体にあつては代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が暴力団員等に該当するもの (エ) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用しているもの (オ) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの (カ) 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に危害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの (キ) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの (ク) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの (ケ) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの (コ) (ア)から(ケ)までに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの キ 次に掲げる規定による届出の義務を履行していない建設</p>
---	---	--

<p>業者（建設業法第2条第3項に規定する建設業者をいう。）（当該届出の義務がある者に限る。）</p> <p>(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条</p> <p>(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条</p> <p>(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条</p> <p>(2) 次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、その者の申請により随時資格審査を行い、営業の同一性が認められるときは、資格者登録名簿に登録するものとする。</p> <p>ア 資格者登録名簿に登録されていない者で、新たに一般競争入札に参加しようとするもの</p> <p>イ 資格者登録名簿に登録されている者その他の資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者とが合併した場合</p> <p>ウ 資格者登録名簿に登録されている個人が法人組織に変更した場合</p> <p>エ 資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者が他の資格者登録名簿に登録されている者から営業の全部又は一部を譲り受けた場合</p> <p>オ 資格者登録名簿に登録されている者が会社分割を行ったことにより、資格に関する営業を承継した（会社分割により新たに設立する会社に承継するときを含む。）場合</p> <p>カ 資格者登録名簿に登録されている者その他の資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者とが中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合を設立した場合</p> <p>(3) (2)のエ又はオに掲げる事項に該当する場合において、営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社が引き続き資格の一部を有するときは、当該営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社は、営業の一部を譲り受けた会社又は資格に関する営業を承継した会社と同時に資格審査を申請しなければならない。</p> <p>2 資格審査の申請の方法</p> <p>資格審査を受けようとする者は、申請書及び知事が別に定める様式による添付書類（以下「添付書類」という。）を知事に提出しなければならない。</p> <p>3 申請書等に使用する言語</p> <p>申請書及び添付書類の記載に使用する言語は、日本語とする。</p> <p>4 申請書の変更の届出</p> <p>申請書を提出した後、次に掲げる事項に変更があったときは、変更届（様式は、任意とする。）を直ちに知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 営業所の名称又は所在地</p> <p>(2) 商号又は名称</p> <p>(3) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者</p>	<p>の氏名</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、営業に関する重要な事項</p> <p>5 資格の取消し</p> <p>知事は、資格者登録名簿に登録されている者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すものとする。</p> <p>(1) 資格者登録名簿に登録された日以後に、1の(1)のア及びウからキまでに掲げる事項のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(2) 申請書及び添付書類の記載事項について故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。</p> <p>(3) その資格を辞退したとき。</p> <p>6 資格の再審査</p> <p>次に掲げる事項に該当した者は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。この場合、その者の申請により、知事が別に定める資格の再審査を行うものとする。</p> <p>(1) 会社更生法（平成14年法律第154号）による会社更生手続開始の申立てを行った者</p> <p>(2) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）による特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者</p> <p>(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てを行った者</p> <p>7 資格の有効期間及び当該有効期間の更新手続</p> <p>(1) 資格の有効期間</p> <p>資格者登録名簿に登録された日から平成32年3月31日までとする。</p> <p>(2) 資格の有効期間の更新手続</p> <p>(1)の資格の有効期間の更新を希望する者は、平成32年3月中に平成32年度の資格審査に関する告示をする予定であるので、当該告示に基づき必要な申請書及び添付書類を提出すること。</p> <p>8 その他</p> <p>平成16年8月高知県告示第543号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱）、平成17年7月高知県告示第538号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正）、平成18年8月高知県告示第556号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正）、平成19年8月高知県告示第492号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正）、平成22年9月高知県告示第522号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正）、平成23年9月高知県告示第642号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正）、平成26年9月高知県告示第525号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正）及び平成29年3月高知県告示第163号（高</p>	<p>知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正）若しくは平成18年12月高知県告示第771号（高知県建設工事競争入札（高知県外に主たる営業所を有する建設業者）参加資格審査要綱）、平成19年11月高知県告示第727号（高知県建設工事競争入札（高知県外に主たる営業所を有する建設業者）参加資格審査要綱の一部改正）、平成23年12月高知県告示第798号（高知県建設工事競争入札（高知県外に主たる営業所を有する建設業者）参加資格審査要綱の一部改正）、平成26年12月高知県告示第678号（高知県建設工事競争入札（高知県外に主たる営業所を有する建設業者）参加資格審査要綱の一部改正）及び平成29年3月高知県告示第164号（高知県建設工事競争入札（高知県外に主たる営業所を有する建設業者）参加資格審査要綱の一部改正）に係る参加資格に関する審査の結果、高知県建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者又は平成30年3月高知県告示第194号（平成30年度に県が発注する建設工事の特定調達契約に係る一般競争入札の参加者の資格等）に係る資格審査の結果、資格者登録名簿に登録されている者は、資格者登録名簿への登録を決定した者とみなす。この場合において、その者の一般競争入札の参加資格の有効期間は、高知県建設工事入札参加資格者名簿又は資格者登録名簿に登録された日から平成32年3月31日までとする。</p> <p>高知県告示第114号</p> <p>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に県が発注する土木、建築事業等に係る調査、計画及び設計の業務の契約で地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約（同令第2条第3号に規定する特定役務のうち同号に規定する建設工事に係る役務の調達のため締結される契約を除く。）に該当するものに係る一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の方法等について次のとおり定める。</p> <p>平成31年3月1日</p> <p>高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 一般競争入札に参加する者に必要な資格等</p> <p>(1) 一般競争入札に参加することができる者は、一般競争入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）をし、高知県測量、建設コンサルタント等一般競争入札参加資格者登録名簿（以下「資格者登録名簿」という。）への登録を決定した者とする。ただし、知事が別に定める様式による一般競争入札参加資格審査申請書（測量、建設コンサルタント等業務）（以下「申請書」という。）を知事に提出する日において、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、一般競争入札に参加する資格を有しない。</p> <p>ア 資格審査を申請する業務について、法律上必要な資格を</p>
--	--	--

<p>受けていない者</p> <p>イ 申請書を提出する日の前日までに納期限の到来した国税、都道府県税（県内に従たる営業所を有する者）については、当該従たる営業所を管轄する県税事務所長の課した県税を含む。）又は市区町村税を滞納している者。ただし、資格審査を申請する日までに完納した場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 測量業務にあっては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の登録を受けていない者</p> <p>エ 土木関係建設コンサルタント業務にあっては、建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月建設省告示第717号）第2条第1項の登録を受けていない者</p> <p>オ 建築関係コンサルタント業務にあっては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の登録を受けていない者</p> <p>カ 地質調査業務にあっては、地質調査業者登録規程（昭和52年4月建設省告示第718号）第2条第1項の登録を受けていない者</p> <p>キ 補償コンサルタント業務にあっては、補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月建設省告示第1341号）第2条第1項又は不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条第1項の登録を受けていない者</p> <p>ク 土木関係その他業務のうち環境調査業務及び水質等分析業務にあっては、計量法（平成4年法律第51号）第107条の登録を受けていない者</p> <p>ケ 手形又は小切手の不渡り事故を引き起こし、銀行当座取引を停止されている者</p> <p>コ 破産者で復権を得ないもの</p> <p>サ その他経営状態が著しく不健全であると認められる者</p> <p>シ 次のいずれかに該当するものとして知事が認める者</p> <p>（ア）暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>（イ）暴力団員等（高知県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）</p> <p>（ウ）役員等（法人にあっては代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が暴力団員等に該当するもの</p> <p>（エ）役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知</p>	<p>りながら当該者を使用し、又は雇用しているもの</p> <p>（オ）暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの</p> <p>（カ）役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に危害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの</p> <p>（キ）役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの</p> <p>（ク）役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの</p> <p>（ケ）役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの</p> <p>（コ）（ア）から（ケ）までに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの</p> <p>（2）次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、その者の申請により随時資格審査を行い、営業の同一性が認められるときは、資格者登録名簿に登録するものとする。</p> <p>ア 資格者登録名簿に登録されていない者で、新たに一般競争入札に参加しようとするもの</p> <p>イ 資格者登録名簿に登録されている者と他の資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者とが合併した場合</p> <p>ウ 資格者登録名簿に登録されている個人が法人組織に変更した場合</p> <p>エ 資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者が他の資格者登録名簿に登録されている者から営業の全部又は一部を譲り受けた場合</p> <p>オ 資格者登録名簿に登録されている者が会社分割を行ったことにより、資格に関する営業を承継した（会社分割により新たに設立する会社に承継するときを含む。）場合</p> <p>カ 資格者登録名簿に登録されている者又は他の資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者とが中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合を設立した場合</p> <p>（3）（2）のエ又はオに掲げる事項に該当する場合において、営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社が引き続き資格の一部を有するときは、当該営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社は、営業の一部を譲り受</p>	<p>けた会社又は資格に関する営業を承継した会社と同時に資格審査を申請しなければならない。</p> <p>2 資格審査の申請の方法 資格審査を受けようとする者は、申請書及び知事が別に定める様式による添付書類（以下「添付書類」という。）を知事に提出しなければならない。</p> <p>3 申請書等に使用する言語 申請書及び添付書類の記載に使用する言語は、日本語とする。</p> <p>4 申請書の変更の届出 申請書を提出した後、次に掲げる事項に変更があったときは、変更届（様式は、任意とする。）を直ちに知事に提出しなければならない。</p> <p>（1）営業所の名称又は所在地</p> <p>（2）商号又は名称</p> <p>（3）法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名</p> <p>（4）（1）から（3）までに掲げるもののほか、営業に関する重要な事項</p> <p>5 資格の取消し 知事は、資格者登録名簿に登録されている者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すものとする。</p> <p>（1）資格者登録名簿に登録された日以後に、1の（1）のア及びウからシまでに掲げる事項のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>（2）申請書及び添付書類の記載事項について故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。</p> <p>（3）その資格を辞退したとき。</p> <p>6 資格の再審査 次に掲げる事項に該当した者は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。この場合、その者の申請により、知事が別に定める資格の再審査を行うものとする。</p> <p>（1）会社更生法（平成14年法律第154号）による会社更生手続開始の申立てを行った者</p> <p>（2）特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）による特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者</p> <p>（3）民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てを行った者</p> <p>7 資格の有効期間及び当該有効期間の更新手続</p> <p>（1）資格の有効期間 資格者登録名簿に登録された日から平成32年3月31日までとする。</p> <p>（2）資格の有効期間の更新手続</p>
---	---	---

(1)の資格の有効期間の更新を希望する者は、平成32年3月中に平成32年度の資格審査に関する告示をする予定であるので、当該告示に基づき必要な申請書及び添付書類を提出すること。

8 その他

平成18年12月高知県告示第772号（高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱）、平成19年11月高知県告示第728号（高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱の一部改正）、平成23年12月高知県告示第799号（高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱の一部改正）、平成24年12月高知県告示第763号（高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱の一部改正）及び平成29年3月高知県告示第165号（高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱の一部改正）に係る参加資格に関する審査の結果、高知県測量、建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に登録されている者又は平成30年3月高知県告示第195号（平成30年度に県が発注する測量、建設コンサルタント等業務の特定調達契約に係る一般競争入札の参加者の資格等）に係る資格審査の結果、資格者登録名簿に登録されている者は、資格者登録名簿への登録を決定した者とみなす。この場合において、その者の一般競争入札の参加資格の有効期間は、高知県測量、建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿又は資格者登録名簿に登録された日から平成32年3月31日までとする。

公 告

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により、平成31年度前期技能検定試験の実施について次のとおり公告する。

平成31年3月1日

高知県知事 尾崎 正直

1 実施する等級、検定職種等

実施する等級並びに等級に応じ実施する検定職種及び作業は、次のとおりとし、実技試験及び学科試験によって行う。

(1) 一級及び二級職種

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業又は高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業又はマシニングセンタ作業）、放電加工（数値制御形彫り放電加工作業又はワイヤ放電加工作業）、鉄工（製缶作業又は構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業又はダクト板金作業）、工場板金（曲げ

板金作業又は打出し板金作業）、めっき（電気めっき作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業又は機械組立仕上げ作業）、切削工具研削（工作機械用切削工具研削作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、産業車両整備（産業車両整備作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業、木製建具機械加工作業）、石材施工（石張り作業）、酒造（清酒製造作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、セメント系防水工事作業、シーリング防水工事作業、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業又はFRP防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、木質系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業又は化粧フィルム工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（表具作業又は壁装作業）、塗装（建築塗装作業又は金属塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）、写真（肖像写真デジタル作業）、商品装飾展示（商品装飾展示作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

(2) 三級職種

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業又は高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業又はマシニングセンタ作業）、工場板金（曲げ板金作業又は打出し板金作業）、めっき（電気めっき作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、建築大工（大工工事作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、化学分析（化学分析作業）、塗装（金属塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）、舞台機構調整（音響機構調整作業）、商品装飾展示（商品装飾展示作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

(3) 単一等級職

塗料調色（調色作業）及び産業洗浄（高圧洗浄作業）

2 実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

平成31年6月7日（金）から同年9月10日（火）までの間において、別途高知県職業能力開発協会が指定する日

イ 実施場所

別途高知県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 手数料

検定職種ごとに次のとおりとする。

(ア) 一級、二級、三級（高等学校に在学する者その他の知事が別に定める者を除く。）及び単一等級職種

検定職種	実技試験の試験科目	手数料
園芸装飾	室内園芸装飾作業	17,900円 (35歳未満の者 にあつては、 8,900円)
造園	造園工事作業	
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業	
金属熱処理	一般熱処理作業	
	浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業	
	高周波・炎熱処理作業	
機械加工	普通旋盤作業	
	数値制御旋盤作業	
	フライス盤作業	
	数値制御フライス盤作業	
	平面研削盤作業	
	円筒研削盤作業	
放電加工	数値制御形彫り放電加工作業	
	ワイヤ放電加工作業	
鉄工	製缶作業	

	構造物鉄工作業
建築板金	内外装板金作業
	ダクト板金作業
工場板金	曲げ板金作業
	打出し板金作業
めっき	電気めっき作業
仕上げ	治工具仕上げ作業
	金型仕上げ作業
	機械組立仕上げ作業
切削工具研削	工作機械用切削工具研削作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て作業
産業車両整備	産業車両整備作業
建設機械整備	建設機械整備作業
家具製作	家具手加工作業
建具製作	木製建具手加工作業
	木製建具機械加工作業
石材施工	石張り作業
酒造	清酒製造作業
とび	とび作業
左官	左官作業
ブロック建築	コンクリートブロック工

	事作業
タイル張り	タイル張り作業
畳製作	畳製作作業
防水施工	アクリルゴム系塗膜防水工事作業
	セメント系防止工事作業
	シーリング防水工事作業
	改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
	木質系床仕上げ工事作業
	鋼製下地工事作業
	ボード仕上げ工事作業
	化粧フィルム工事作業
熱絶縁施工	保温保冷工事作業
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
表装	表具作業
	壁装作業
塗装	建築塗装作業
	金属塗装作業
広告美術仕上げ	広告面粘着シート仕上げ作業
写真	肖像写真デジタル作業

商品装飾展示	商品装飾展示作業	
フラワー装飾	フラワー装飾作業	
塗料調色	調色作業	
産業洗浄	高圧洗浄作業	
婦人子供服製造	婦人子供注文服製作作業	14,900円 (35歳未満の者 にあっては、 5,900円)

備考 この表において「35歳未満の者」とは技能検定における二級又は三級の実技試験を受検する者で、当該試験の実施日が属する年度の4月1日において35歳に達していないもの（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）をいう。
（イ） 三級職種（高等学校に在学する者その他の知事が別に定める者に限る。）

検定職種	実技試験の試験科目	手数料
園芸装飾	室内園芸装飾作業	11,900円 (35歳未満の者 にあっては、 2,900円)
造園	造園工事作業	
鑄造	鑄鉄鑄物鑄造作業	
金属熱処理	一般熱処理作業	
	浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業	
	高周波・炎熱処理作業	
機械加工	普通旋盤作業	
	数値制御旋盤作業	
	フライス盤作業	
	平面研削盤作業	
	マシニングセンタ作業	

工場板金	曲げ板金作業	9,900円 (35歳未満の者 にあっては、 2,900円)
	打出し板金作業	
めっき	電気めっき作業	
仕上げ	機械組立仕上げ作業	
電子機器組立て	電子機器組立て作業	
建築大工	大工工事作業	
とび	とび作業	
左官	左官作業	
ブロック建築	コンクリートブロック工 事作業	
化学分析	化学分析作業	
塗装	金属塗装作業	
広告美術仕上げ	広告面粘着シート仕上げ 作業	
舞台機構調整	音響機構調整作業	
商品装飾展示	商品装飾展示作業	
フラワー装飾	フラワー装飾作業	
機械検査	機械検査作業	

備考 この表において「35歳未満の者」とは、実技試験の実施日
が属する年度の4月1日において35歳に達していない者（出
入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって
在留する者を除く。）をいう。

エ 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ平成31年5月31日（金）
に高知県職業能力開発協会に掲示して公表する。ただし、

一部の職種については、問題の全部又は一部を公表しな
い。
(2) 学科試験
ア 実施期日
検定職種ごとに次のとおりとする。
(ア) 一級、二級及び単一等級職種

検定職種	実施期日
造園 金属熱処理 産業車両整備 とび 防水施工 サッシ施工 塗装 産業洗浄	平成31年8月25日（日）
機械加工 鉄工 めっき 電子機器組立て 建設機械整備 婦人子供服製造 家具製作 建具製作 左官 畳製作 内装仕上げ施工 広告美術仕上げ 商品装飾展示	平成31年9月1日（日）
写真	平成31年9月4日（水）
園芸装飾 鋳造 放電加工 建築板金 工場板金 仕上げ 切削工具研削 電気機器組立て 石材施工 酒造 ブロック建築	平成31年9月8日（日）

タイル張り 熱絶縁施工 表装 フラワー装飾 塗料調色	
--	--

(イ) 三級職種

検定職種	実施期日
園芸装飾 造園 鋳造 機械加工 工場板金 めっき 仕上げ 機械検査 電子機器組立て 建築大工 とび 左官 ブロック建築 化学分析 塗装 広告美術仕上げ 舞台機構調整 商品装飾展示 フラワー装飾	平成31年7月14日（日）
金属熱処理	平成31年8月25日

イ 実施場所

別途高知県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 手数料

3,100円

3 受検の申請手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（知事が別に定めるものとする。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、
その資格を証する書面の写し

(2) 書類の提出先

高知市布師田3992番地4（高知県立地域職業訓練センター
内）高知県職業能力開発協会

なお、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、封筒

の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

(3) 書類の受付期間

平成31年4月3日(水)から同月16日(火)まで(郵送による場合は、平成31年4月16日付けの消印のあるものまで受け付ける。)

(4) 技能検定受検申請書の交付

技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)の用紙及び受検案内は、高知県職業能力開発協会で作成する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書すること。

(5) 手数料の納付方法等

手数料は、申請書に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。受検の申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は、返還しない。

4 合格者の発表等

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、高知県職業能力開発協会が書面で通知し、技能検定に合格した者の受検番号は、平成31年10月4日(金)に高知県庁本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、高知県立高知高等技術学校のホームページ(<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151304/>)に掲載する。

なお、三級職種のうち同年7月14日に学科試験を実施する職種に係る技能検定に合格した者の受検番号については、同年8月30日(金)に高知県庁本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、高知県立高知高等技術学校ホームページ(<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151304/>)に掲載する。

5 技能検定合格証書等の交付

一級又は単一等級の技能検定に合格した者には厚生労働大臣から、二級又は三級の技能検定に合格した者には高知県知事から、それぞれ合格証書が交付される。また、技能検定に合格した者には、厚生労働大臣から合格した等級の技能士章が交付される。

6 その他

この技能検定について不明な点は、高知県立高知高等技術学校(電話番号088-847-6601)又は高知県職業能力開発協会(電話番号088-846-2300)に問い合わせること。



職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定により、平成31年度随時実施技能検定試験の実施について次のとおり公告する。

平成31年3月1日

高知県知事 尾崎 正直

1 実施する等級及び検定職種

実施する等級及び等級に応じ実施する検定職種は、次のとおりとし、実技試験及び学科試験によって行う。ただし、(1)に掲げる三級職種の試験については、当該職種に係る基礎級に合格した者に限り受検することができる。

(1) 二級、三級職種

機械加工、電子機器組立て、電気機器組立て、冷凍空調機器施工、婦人子供服製造、紳士服製造、紙器・段ボール箱製造、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、とび、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、塗装及び工業包装

(2) 基礎級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空調機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

2 実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

平成31年4月1日(月)から平成32年3月31日(火)までの間において、別途高知県職業能力開発協会が指定する日

イ 実施場所

別途高知県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 手数料

検定職種ごとに次のとおりとする。

検定職種	手数料
さく井 鋳造 鍛造 機械加工 金属プレス加工 鉄工	17,900円 (35歳未満の者 にあっては、 8,900円)

建築板金

工場板金

めっき

アルミニウム陽極酸化処理

仕上げ

ダイカスト

電子機器組立て

電気機器組立て

プリント配線板製造

冷凍空調機器施工

染色

ニット製品製造

紳士服製造

寝具製作

帆布製品製造

布はく縫製

家具製作

建具製作

紙器・段ボール箱製造

印刷

製本

プラスチック成形

強化プラスチック成形

石材施工

パン製造

ハム・ソーセージ・ベーコン製造

水産練り製品製造

建築大工

かわらぶき

とび

左官

築炉

タイル張り

配管

型枠施工

鉄筋施工

コンクリート圧送施工

防水施工

内装仕上げ施工

熱絶縁施工

サッシ施工

ウエルポイント施工

表装

塗装

工業包装

機械検査 婦人子供服製造	14,900円 (35歳未満の者 にあっては、 5,900円)
-----------------	--

備考 この表において「35歳未満の者」とは技能検定における二級又は三級の実技試験を受検する者で、当該試験の実施日が属する年度の4月1日において35歳に達していないもの（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）をいう。

エ 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間において、別途高知県職業能力開発協会が指定する日

イ 実施場所

別途高知県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 手数料

3,100円

3 技能検定受検申請書の受付期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間において、随時受け付ける。

4 技能検定受検申請書の請求先及び提出先

高知市布師田3992番地4（高知県立地域職業訓練センター内） 高知県職業能力開発協会

なお、技能検定受検申請書（知事が別に定めるものとする。）の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書することとし、技能検定受検申請書を郵送する場合は、書留郵便によるものとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

5 合格者の発表等

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、高知県職業能力開発協会が書面で通知し、技能検定に合格した者には、高知県知事から合格証書が交付される。

また、三級の技能検定に合格した者には、厚生労働大臣から三級の技能士章が交付される。

6 その他

この技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び修得技能等の認定に活用するものである。

また、この技能検定について不明な点は、高知県立高知高等技術学校（電話番号088-847-6601）又は高知県職業能力開発

協会（電話番号088-846-2300）に問い合わせること。

公安委員会規則

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月1日

高知県公安委員会委員長 西山 彰一

高知県公安委員会規則第3号

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則（昭和50年高知県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第2の8 佐川警察署の表佐川警察署大崎駐在所の項中「吾川郡仁淀川町大崎210番地」を「吾川郡仁淀川町大崎201番地」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

落札公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成31年3月1日

高知県教育長 伊藤 博明

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
市町村立学校校務支援システム整備等委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県教育委員会事務局教育政策課 高知市丸ノ内一丁目7番52号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成31年1月23日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社S T N e t 香川県高松市春日町1735番地3
- 5 随意契約に係る契約金額
75,198,240円
- 6 契約の相手方を決定した手続
公募型プロポーザル方式による随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
政令第11条第1項第1号に該当するため

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成31年3月1日

高知県教育長 伊藤 博明

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
マイクロソフトE E Sライセンス (M365 EDU A3 ShrdSvr ALNG SubsVL MVL PerUshr (AAA-73004)) 3,000ライセンス
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県教育委員会事務局教育政策課 高知市丸ノ内一丁目7番52号
- 3 落札者を決定した日
平成31年1月29日
- 4 落札者の氏名及び住所
リコーリース株式会社四国支店 香川県高松市東ハゼ町9番地7
- 5 落札金額
月額 1,546,452円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
平成30年12月7日